

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定施設の騒音防止方法の改善等の命令
概要	騒音規制法第6条第1項又は第8条第1項の規定による特定施設の設置等の届出があった場合、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれると認めるときに行うことができる法第9条の計画変更の勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は第12条第1項の改善勧告に従わないときは、騒音の防止の方法の改善等を命令することができる。
根拠法令等 及び条項	騒音規制法第12条第2項
処分基準	騒音規制法第9条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は第12条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html
備考	